

# 株 主 各 位

宮崎県宮崎市本郷北方2485番地20

株式会社 **アリサカ**

代表取締役社長 有 坂 順 三

## 第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成18年 6月28日（水曜日）午前10時00分
2. 場 所 宮崎県宮崎市松山1丁目1番1号  
宮崎観光ホテル 東館2階 日向の間  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 第28期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件  
決議事項  
第1号議案 第28期利益処分案承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（18頁から27頁まで）に記載のとおりであります。  
第3号議案 取締役4名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件  
第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 営 業 報 告 書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

### 営業の概況

#### 1. 営業の経過および成果

##### 全般的概況

当期におけるわが国経済は、原油価格の高騰による景気への不安定要素が見られるものの、企業収益の回復に伴う設備投資の増加や、雇用情勢の改善による個人消費の拡大等を背景に、緩やかながらも景気回復の兆しが見られる状況で推移しました。

このような環境の中、当社は平成17年5月に宮崎県宮崎市のイオン宮崎の大型ＳＣ内にゲーム事業単独店として「アーバンスクエアイオン宮崎ＳＣ店」を開設しました。同年7月に長崎県佐世保市にゲーム事業単独店の「アーバンスクエア佐世保店」内にボウリング事業として「ジョイプラザ佐世保店」を併設し、同年10月に熊本県八代市にゲーム事業単独店の「アーバンスクエア八代臨港店」を開設、同年11月に佐賀県佐賀郡に複合施設の「ジョイプラザ佐賀店」を開設しました。同年12月には愛知県名古屋市に複合施設の「ジョイプラザ熱田店」さらにゲーム事業単独店として長崎県長崎市に「アーバンスクエア東長崎店」と三重県伊勢市に「アーバンスクエア伊勢店」を開設しました。また、平成18年3月には有限会社安佐エース(栃木県佐野市)を買収して吸収合併いたしました。その事業種目はゲーム事業、バッティング事業およびその他の事業(飲食部門)であります。

なお、当期においてゲーム事業の不効率店舗3店舗、複合施設内のカラオケ事業部門1店舗、その他事業の中の飲食部門1部門の閉鎖を実施し、さらにゲーム事業3店舗を売却したことにより、当期末の直営店舗は32店舗、共同店舗は4店舗となりました。

この結果、売上高は8,548百万円(前期比26.4%増)となり、営業利益は設備に係る減価償却費の増加が大きく影響し、570百万円(前期比13.0%減)、経常利益は424百万円(前期比0.7%増)となり、当期純利益は170百万円(前期比85.8%増)となりました。

## 2. 設備投資の状況

当期中において実施いたしました設備投資の総額は3,004百万円で、それに係る主な施設は次のとおりであります。

平成17年5月	アーバンスクエアイオン宮崎SC店
平成17年7月	ジョイプラザ佐世保店
平成17年10月	アーバンスクエア八代臨港店
平成17年11月	ジョイプラザ佐賀店
平成17年12月	ジョイプラザ熱田店
	アーバンスクエア東長崎店
	アーバンスクエア伊勢店

## 3. 資金調達の状況

業容の拡大に伴う設備資金に充当するため、平成17年4月14日締結の分割可能期間付シンジケートローン契約に基づき総額3,500百万円の資金調達を行っております。

#### 4. 営業成績および財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 25 期 (平成15年 3 月期)	第 26 期 (平成16年 3 月期)	第 27 期 (平成17年 3 月期)	第 28 期 (平成18年 3 月期)
売 上 高 (千円)	4,495,431	5,451,060	6,762,171	8,548,220
営 業 利 益 (千円)	576,766	686,568	655,352	570,318
経 常 利 益 (千円)	401,029	492,630	421,349	424,416
当 期 純 利 益 (千円)	169,556	214,009	91,695	170,366
1 株当たり当期純利益(円)	79.58	91.75	24.24	40.05
総 資 産 (千円)	9,143,618	10,090,820	11,919,232	13,992,218
純 資 産 (千円)	1,539,361	1,954,531	2,553,965	2,620,505
1 株当たり純資産(円)	665.09	747.57	600.15	616.19

- (注) 1 第26期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- 2 第27期において平成16年5月20日付で普通株式1株を1.2株に分割し、また、平成16年11月20日付で普通株式1株を1.2株に分割しております。なお、1株当たり当期純利益は期首に分割が行なわれたものとして計算しております。

第25期は、主要な事業であるゲーム事業の新規開設を中心とした出店戦略により、積極的に出店を行いました。さらに当期は、大型ゲーム単独店、複合施設の開設およびM & Aによる大型ゲーム単独店を開設しております。反面、不効率店舗および複合施設内のカラオケ部門、ゲーム部門の閉鎖を行いました。また、財務体質の改善を図るため割賦契約の早期返済を行いました。また、割賦契約解約損の発生により当期純利益は169,556千円となりました。

第26期は、前年に引き続き、積極的なスクラップアンドビルドを実施し、新規出店につきましては大型ゲーム単独店および共同店舗(売上に応じた歩率契約による店舗)の開設を行い、さらに不効率店舗の閉鎖により、当期純利益は214,009千円となりました。

第27期は、複合施設および共同店舗を積極的に開設しました。しかし、不効率店舗の閉鎖に加え、採算性の低い機器、老朽化した既存店舗設備の除却等を実施したことにより、当期純利益は91,695千円となりました。

第28期は、営業の概況の全般的概況に記載のとおりであります。

## 5. 対処すべき課題

当社が主力とするアミューズメント事業は、店舗の大型化やスクラップアンドビルドの加速化に伴い、当社においてもアミューズメント施設でしか味わえない臨場感のある大型機械や最新の機種を多く設置できる大規模店舗や、より集客が可能な複合店舗の出店を進めております。このような大規模店舗を優良な地域に出店するためには多額の設備投資等が必要であり、中小型店の出店と比べ資金の調達額が増加することになり、有利子負債も増加することになります。そのため、これまで公募増資により市場からの資金調達も行ってまいりましたが、金額的な面において銀行借入に依存する割合が多くなります。

そのため、既存資産の一部を含め今後開設する店舗について、可能な範囲においてオフバランス化を目的とした取組みを行い、有利子負債の削減を積極的に実施していく方針であります。

また、店舗の大型化によるアミューズメント機器の設置台数の増加や、高額になりつつあるアミューズメント機器により、リース料および減価償却費の増加、特に減価償却費の増加が利益を抑える要因となっております。不効率店舗を閉鎖して新規開設する大型店に閉鎖店舗のアミューズメント機器を移動する等、できる限り資産の効率化を図っておりますが、直近年度に取得した設備により、ここ1～2年は減価償却費は増加する見込みです。そのため、既存設備のアミューズメント機器の店舗間移動等をさらに推し進め、より効率化を行って、今まで以上に変化をもたせた店舗運営を行い、アミューズメント機器の新規導入数量を減少させるよう努力してまいります。

会社の概況（平成18年3月31日現在）

1. 主要な事業内容

当社はゲーム事業を主軸とし、ボウリング、スーパー銭湯、カラオケ、バッテリーセンターの各施設の運営を主要な事業として、あわせてこれに付随する一切の事業を営んでおります。

2. 主要な店舗および事務所

名 称	所 在 地
本 社	宮崎県宮崎市本郷北方2485番地20
東京事務所	東京都港区浜松町一丁目27番14号
ジョイプラザ宮崎店	宮崎県宮崎市源藤町葉山205番地
ジョイプラザ新宮店	福岡県糟屋郡新宮町三代壁塗999番地 1
ジョイプラザ佐賀店	佐賀県佐賀郡東与賀町大字下古賀一本杉151番地
ジョイプラザ佐世保店	長崎県佐世保市大塔町 8 番57号
ジョイプラザ豊岡店	兵庫県豊岡市加広町 7 丁目32番
ジョイプラザ加古川店	兵庫県加古川市野口町坂元138番地
ジョイプラザ熱田店	愛知県名古屋市中熱田区六野一丁目208番地 4
ジョイプラザ下妻店	茨城県下妻市古沢558番地
都城アーバンポウル	宮崎県都城市早水町38号 5 番地 7
小林アーバンポウル	宮崎県小林市大字堤字金鳥居3026番地 9
八代アーバンポウル	熊本県八代市本野町西草場2134番地 3
アーバンスクエア一番街店	宮崎県宮崎市中央通 2 番地18アリサカビル
アーバンスクエアイオン宮崎S C店	宮崎県宮崎市新別府町江口862番地1
アーバンスクエア都城北店	宮崎県都城市上川東 4 丁目5997番地 4
アーバンスクエア天文館店	鹿児島県鹿児島市千日町14番27号アリサカビル
アーバンスクエア八代臨港店	熊本県八代市永碇町字塩屋割1099番地1
アーバンスクエア飯塚店	福岡県飯塚市片島 1 丁目10番14号
アーバンスクエア西部スポーツガーデン	福岡県福岡市西区内浜 1 丁目 7 番 3 号
アーバンスクエア東長崎店	長崎県長崎市田中町1027番地35
アーバンスクエアダイエーハーバーランド店	兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 7 番 5 号
アーバンスクエア伊勢店	三重県伊勢市中須町字細切666番地
アーバンスクエア安佐エース店	栃木県佐野市堀米町614番地8
スーパー銭湯がらっぱ湯本郷店	宮崎県宮崎市本郷北方字柳籠2708番地
スーパー銭湯がらっぱ湯北バイパス店	宮崎県宮崎市花ヶ島立毛1032番地 7
スーパー銭湯がらっぱ湯延岡店	宮崎県延岡市平原町 5 丁目1492番59

### 3. 株式の状況

- (1) 会社が発行する株式の総数 17,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,265,600株 (1単元の株式数100株)
- (注) 平成18年2月8日開催の取締役会において、平成18年3月31日最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって平成18年4月1日付で株式分割(無償交付)を行うことを決議しております。これにより発行済株式総数は4,265,600株増加して8,531,200株となります。
- (3) 株主数 4,668名 (前期末比769名増)
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	出 資 比 率
有 坂 順 三	1,100,240	26.1		
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	299,100	7.1		
有 坂 力	133,300	3.2		
オリックス株式会社	129,600	3.1		
株式会社宮崎銀行	126,000	3.0	120,000	0.1
株 式 会 社 セ ガ	115,200	2.7		
アリサカ取引先持株会	82,676	2.0		

(注) 当社は株式会社セガの完全親会社であるセガサミーホールディングス株式会社の普通株式12,307株(出資比率0.0%)を保有しております。

- (5) 自己株式の取得、処分等および保有
- 取得株式
- 普通株式 2,756株
- 取得価額の総額 3,257千円
- 処分株式
- 該当事項はありません。
- 決算期末における保有株式
- 普通株式 12,828株

#### 4. 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		株式数	出資比率
	千円	株	%
(株) 宮崎銀行	1,512,890	126,000	3.0
(株) 鹿児島銀行	1,390,240		
(株) あおぞら銀行	1,318,600		
(株) 大分銀行	1,006,640		
(株) みずほ銀行	979,300		
農林中央金庫	570,000		
宮崎県信用農業協同組合連合会	493,416		
(株) 横浜銀行	400,000		

#### 5. 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	114名	23名	33.1歳	2.7年
女性	16名	3名	30.5歳	3.5年
合計または平均	130名	26名	32.9歳	2.8年

(注) 1 前期末比増は業容の拡大に伴う雇用増であります。

2 上記のほか、期中平均で585名の臨時従業員を雇用しております。

## 6. 取締役および監査役

地 位	氏 名	担 当 また は 主 な 職 業
代表取締役社長	有 坂 順 三	
代表取締役専務	信 安 九州男	営業本部長
常 務 取 締 役	佐 野 勤	管理本部長兼総務部長
取 締 役	山 内 政 人	経理部長
常 勤 監 査 役	田 中 博	
監 査 役	枡 一 生	株式会社大生エンタープライズ代表取締役
監 査 役	淵 公 紀	株式会社エムビーシー代表取締役

(注) 1 当期中の役職の異動は次のとおりであります。

平成18年3月15日開催の取締役会において、取締役専務 信安九州男氏は代表取締役専務に新たに選任され、就任いたしました。

2 監査役 淵 公紀氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## 7. 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	12,800千円
上記の額のうち、監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の額	12,800千円
上記の額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	12,800千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

## 8. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

資金調達の多様化に伴い、長期安定的な資金の確保および財務の健全性を確保し、財務体質の向上を期するため、下記のとおりシンジケートローン（分割可能実行期間付）契約を締結しております。

シンジケートローンの内容

- (1) 調 達 金 額 20億円
- (2) 契 約 日 平成18年5月24日
- (3) 実 行 日 平成18年5月30日

- (4) 借入期間 8年
- (5) 資金使途 設備資金
- (6) アレンジャー (株)宮崎銀行
- (7) エージェント (株)宮崎銀行
- (8) 参加金融機関 (株)大分銀行、鹿児島県信用漁業共同同組合連合会、商工組合中央金庫、(株)損害保険ジャパン、(株)十八銀行、(株)西日本シティ銀行、(株)みずほ銀行、(株)宮崎銀行、(株)横浜銀行

なお、同契約には、下記の財務制限条項が付されております。

貸借対照表における資本の部の金額を平成17年3月期末残高の75%以上に維持すること。

損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

---

(本営業報告書の記載金額および株式数等は、表示単位未満を切り捨てて、比率その他については、四捨五入して表示しております。)

# 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<u>資 産 の 部</u>		<u>負 債 の 部</u>	
流 動 資 産	1,973,466	流 動 負 債	3,772,175
現金及び預金	939,001	支 払 手 形	170,000
売 掛 金	201,054	1年以内償還予定の社債	60,000
貯 蔵 品	379,337	短 期 借 入 金	970,000
前 払 費 用	343,373	1年以内返済予定の長期借入金	1,907,962
未 収 入 金	92,608	未 払 金	95,707
繰 延 税 金 資 産	13,404	未 払 法 人 税 等	55,227
その他の流動資産	4,688	未 払 費 用	164,844
固 定 資 産	12,015,625	未 払 消 費 税 等	15,112
有形固定資産	10,703,007	預 り 金	4,584
建 物	5,449,284	賞 与 引 当 金	13,170
アミューズメント機器	2,675,503	1年以内期日到来の設備購入長期支払手形	70,066
車 輛 運 搬 具	2,939	1年以内支払予定の長期未払金	245,501
工 具 器 具 備 品	525,041	固 定 負 債	7,599,537
土 地	2,050,238	社 債	90,000
無形固定資産	113,416	長 期 借 入 金	7,179,674
営 業 権	109,627	長 期 未 払 金	216,381
電 話 加 入 権	3,788	退 職 給 付 引 当 金	4,712
投資その他の資産	1,199,202	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	35,666
投 資 有 価 証 券	169,369	設 備 購 入 長 期 支 払 手 形	4,028
出 資 金	50	繰 延 税 金 負 債	11,720
長 期 前 払 費 用	41,910	預 り 保 証 金	57,354
敷 金	530,308	負 債 合 計	11,371,712
差 入 保 証 金	457,564	<u>資 本 の 部</u>	
繰 延 資 産	3,126	資 本 金	922,650
新 株 発 行 費	3,126	資 本 剰 余 金	920,070
		資 本 準 備 金	920,070
		利 益 剰 余 金	748,615
		利 益 準 備 金	14,497
		任 意 積 立 金	14,000
		別 途 積 立 金	14,000
		当 期 未 処 分 利 益	720,117
		株式等評価差額金	41,356
		自 己 株 式	12,186
		資 本 合 計	2,620,505
資 産 合 計	13,992,218	負 債 及 び 資 本 合 計	13,992,218

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損益計算書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

		科 目	金 額	
経常損益の部	営業損益の部	営業収益		8,548,220
		営業費用		
		売上原価	7,430,893	
		販売費及び一般管理費	547,008	7,977,901
		営業利益		570,318
	営業外損益の部	営業外収益		
		受取利息及び配当金	2,335	
		受取手数料	63,025	
		営業補償金	66,666	
		協賛金収入	35,053	
受取地代家賃		16,226		
その他の営業外収益		51,086	234,394	
営業外費用				
支払利息		293,263		
繰延資産償却		8,593		
受取地代家賃原価	16,604			
その他の営業外費用	61,835	380,296		
	経常利益		424,416	
特別損益の部	特別利益			
	固定資産売却益	3,017	3,017	
	特別損失			
	固定資産売却損	885		
	固定資産除却損	109,388		
店舗閉鎖等費用	9,790	120,064		
	税引前当期純利益		307,369	
	法人税、住民税及び事業税	92,606		
	法人税等調整額	44,396	137,003	
	当期純利益		170,366	
	前期繰越利益		602,930	
	中間配当額		53,179	
	当期末処分利益		720,117	

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 1. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法

### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法

取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年  
均等償却によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物

22年～47年

アミューズメント機器

3年～5年

無形固定資産

定額法

### (4) 繰延資産の処理方法

新株発行費

商法施行規則に規定する最長期間（3年間）で均等額を償却して  
おります。

### (5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上する  
こととしております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づく当期末相当額  
を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づ  
き、当期末に発生していると認められる額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労引当金支給規定  
に基づく当期末要支給額を計上しております。

なお、役員退職慰労引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金で  
あります。

### (6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイ  
ナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じ  
た会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップおよび金利キャップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ  
金利キャップ

(ヘッジ対象) 借入金利息

ヘッジ方針

金利変動リスクの低減を目的として、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップおよび金利キャップについては、特例処理によっておりますので、有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理 税抜処理方式によっております。

2. 会計方針の変更

当営業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日)および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日))を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,053,925千円

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、アミューズメント機器および事務通信機器の一部についてはリース契約により使用しております。

アミューズメント機器のゲーム機器およびボウリング設備等については、一部割賦払の方法で購入しているため、所有権が売主に留保されているものがあります。その割賦契約による代金未払額は535,976千円であります。

(3) 担保に供している資産

建	物	1,391,176千円
土	地	2,050,238千円
敷	金	30,000千円

(4) 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産の増加額は41,356千円であります。

4. 損益計算書に関する注記

1株当たり当期純利益 40円05銭

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当期純利益	170,366千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式に係る当期純利益	170,366千円
普通株式の期中平均株式数	4,254,352株

## 利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	720,117,981
これを次のとおり処分します。	
利 益 配 当 金 ( 1 株につき12円50銭)	53,159,650
次 期 繰 越 利 益	666,958,331

- (注) 1. 平成17年12月5日に53,179,400円(1株につき12円50銭)の中間配当を実施いたしました。
2. 利益配当金には、自己株式12,828株は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成18年 5月25日

株式会社 アリサカ

取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	行本憲治 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	向出勇治 ㊞

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社アリサカの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第28期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第28期営業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針および監査業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を聴取し、決裁書類その他重要な書類等を閲覧し、本社および主要な店舗において業務および財産の状況を調査し、また、会計監査人より会計に関する監査の報告および説明を受け、その独立性を監視し、その監査に立会い、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 中央青山監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務執行に関しては、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

平成18年5月31日

株式会社アリサカ 監査役会

常 勤 監 査 役 田 中 博 ㊟

監 査 役 枅 一 生 ㊟

監 査 役 淵 公 紀 ㊟

(注) 監査役 公紀氏は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 42,132個
2. 議案および参考書類

### 第1号議案 第28期利益処分案承認の件

本議案の内容は、前記15頁に記載のとおりであります。

当期の利益処分案につきましては、財務体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、当期の期末配当金は1株につき12円50銭とさせていただきます存じます。

この結果、平成17年12月5日に実施した1株につき12円50銭の中間配当を含め、当期の配当金は、1株につき年間25円となります。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

会社法（平成17年法律第86号）ならびに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款変更を行うものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の行使を行うことができる代理人の員数を1名とするため、変更案第16条（議決権の代理行使）を変更するものであります。

取締役会をより機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によって行うこともできるよう、変更案第24条（取締役会の決議方法等）に追加するものであります。

その他、全般にわたって構成の整理、用語、条文、文言の加除・修正を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 4 条 (公告の方法)            当社の公告は、電子公告により行う。            但し、電子公告によることができない事            故その他のやむを得ない事由が生じたと            きは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (発行する株式の総数)  <u>当社が発行する株式の総数は、17,000,000株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第 6 条 (自己株式の取得)  <u>当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもつて自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 4 条 (機関)  <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u>  <u>1. 取締役会</u>  <u>2. 監査役</u>  <u>3. 監査役会</u>  <u>4. 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (公告方法)  <u>当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数)  <u>当社の発行可能株式総数は、1,700万株とする。</u></p> <p>第 7 条 (自己の株式の取得)  <u>当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条 (株券の発行)  <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第7条（1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行）            当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）については、株券を発行しない。</p> <p>第8条（名義書換代理人）            当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第9条（株式取扱規則）            当社の株券の種類並びに株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第9条（単元株式数及び単元未満株券の不発行）            当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2 当社は、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>第10条（株主名簿管理人）            当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第11条（株式取扱規則）            当社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現行定款	変更案
<p>第10条（基準日）            当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、<u>予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p>第12条（基準日）            当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使<u>することができる</u>株主とする。</p> <p>2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によって<u>予め公告して臨時に基準日を定める</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第11条（招集）            当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</p>	<p>第13条（招集）            当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に<u>随時</u>これを招集する。</p>
<p>第12条（招集権者及び議長）            （記載省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第14条（招集権者及び議長）            （現行どおり）</p>
	<p>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）  <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第16条（議決権の代理行使） 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第14条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 商法第343条の定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>第17条（決議の方法） 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第15条（議事録） <u>株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>（削除）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>第16条（取締役の員数） （記載省略）</p>	<p>第18条（員数） （現行どおり）</p>
<p>第17条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第19条（選任方法） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>第18条（取締役の任期）  <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第19条（役付取締役及び代表取締役）  <u>取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、又必要に応じ、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</u>  2 <u>当社は、取締役の決議により、代表取締役を選任する。</u>  3 <u>取締役社長は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</u></p> <p>第20条（取締役会の招集権者及び議長）  取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u>  2 取締役社長に事故があるときは、<u>予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>第21条（取締役会の招集通知）  （記載省略）  （新設）</p>	<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない<u>ものとする。</u></p> <p>第20条（任期）  <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条（代表取締役及び役付取締役）  <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u>  2 <u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第22条（取締役会の招集権者及び議長）  取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u>  2 取締役社長に事故があるときは、<u>予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第23条（取締役会の招集通知）  （現行どおり）  2 <u>取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第22条（取締役会の決議の方法）  <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u>  （新設）</p> <p>第23条（取締役会の議事録）  <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第24条（取締役会規則）  <u>取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>第25条（取締役の報酬及び退職慰労金）  <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条（<u>監査役</u>の員数）  （記載省略）</p>	<p>第24条（取締役会の決議方法等）  <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>  2 <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>（削除）</p> <p>第25条（取締役会規程）  <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>第26条（報酬等）  <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第27条（員数）  （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条（監査役の選任）  <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>第28条（監査役の任期）  <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第29条（常勤の監査役）  <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第30条（監査役会の招集）  （記載省略）</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>第31条（監査役会の決議方法）  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>第28条（選任方法）  <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第29条（任期）  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第30条（補欠監査役の予選の効力）  <u>補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第31条（常勤の監査役）  <u>常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</u></p> <p>第32条（監査役会の招集通知）  （現行どおり）</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開催</u>することができる。</p> <p>第33条（監査役会の決議方法）  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第32条（監査役会の議事録）</u>  <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第33条（監査役会規則）  <u>監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第34条（監査役の報酬及び退職慰労金）  <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>（削除）</p> <p>第34条（監査役会規程）  <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第35条（報酬等）  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 6 章      計 算</p>	<p>第 6 章      計 算</p>
<p>第35条（営業年度）  <u>当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、毎営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p>第36条（事業年度）  <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>
<p>第36条（利益配当金）  <u>当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、これを支払う。</u></p>	<p>第37条（剰余金の配当）  <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</u></p>
<p>第37条（中間配当）  <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下「中間配当」という。）</u>を行うことができる。</u></p>	<p>第38条（中間配当）  <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>中間配当</u>を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第<u>38</u>条（利益配当金等の除斥期間）</p> <p><u>利益配当金及び中間配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p><u>2. 未払いの利益配当金及び中間配当には利息をつけない。</u></p>	<p>第<u>39</u>条（剰余金の配当等の除斥期間）</p> <p><u>剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: right;">（削除）</p>

### 第3号議案 取締役4名選任の件

現任の取締役全員（4名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
1	有坂 順三 (昭和24年12月27日生)	昭和53年4月 (有)アリサカ設立 代表取締役就任 平成3年5月 株式会社組織変更 代表取締役社長就任 平成13年1月 (株)モリエール(現株)アリサカ)代表取締役社長就任(現任)	1,100,240株
2	信安 九州男 (昭和24年10月29日生)	昭和53年2月 当社入社 昭和58年2月 当社福岡事務所長 平成4年4月 当社営業本部長 平成12年6月 当社専務取締役営業本部長就任 平成18年3月 当社代表取締役専務営業本部長就任(現任)	32,440株
3	佐野 勤 (昭和26年5月28日生)	平成5年5月 当社入社 平成6年10月 当社総務部長 平成11年4月 当社管理本部長兼総務部長 平成12年6月 当社取締役管理本部長兼総務部長就任 平成16年6月 当社常務取締役管理本部長兼総務部長就任(現任)	7,960株
4	山内 政人 (昭和26年3月16日生)	平成7年11月 当社入社 平成8年11月 当社経理部課長 平成10年4月 当社経理部次長 平成11年4月 当社経理部長 平成16年6月 当社取締役経理部長就任(現任)	7,340株

(注) 各候補者と会社の間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 枡 一生氏は、本定時株主総会終結の時をもって退任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社の株式数
渡 辺 雅 明 (昭和28年10月26日生)	昭和51年4月 榊宮崎銀行入行 平成14年4月 学校法人日章学園 財務部長就任 (現任)	- 株

(注) 1 候補者と会社の間には、特別の利害関係はありません。

2 候補者は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。

#### 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役 枡 一生氏は、本定時株主総会終結の時をもって退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

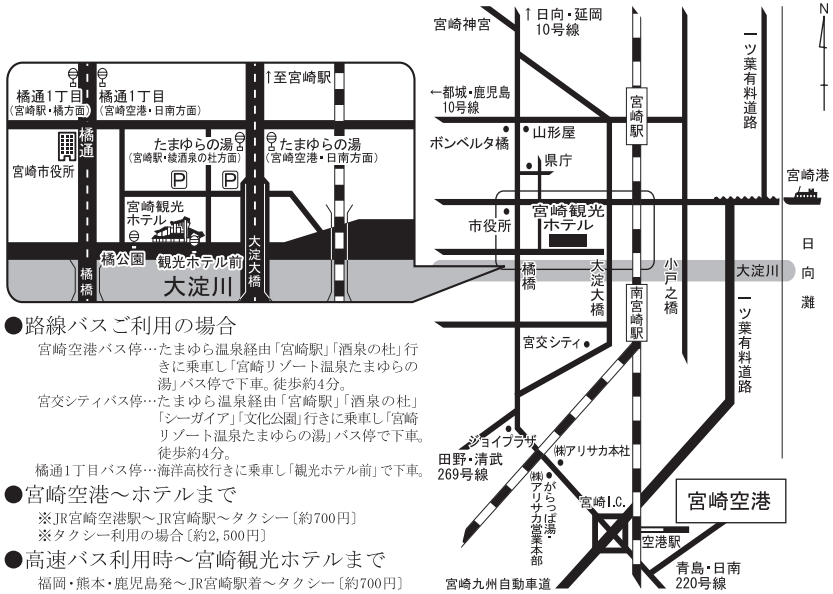
退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
枡 一 生	平成16年6月 当社監査役(現任)

以 上



# 株主総会会場ご案内図



**場 所** 宮崎観光ホテル 東館 2階 日向の間  
宮崎県宮崎市松山1丁目1番1号  
TEL 0985-27-1212

**交通のご案内** JR宮崎駅から 車で5分  
宮崎空港から 車で15分